

令和 8 年 8 月 6 日
福祉保健部感染症対策・薬務課

新潟県感染症情報（週報速報版）をお知らせします
（令和 8 年第 31 週：令和 8 年 7 月 27 日から令和 8 年 8 月 2 日まで）

※新潟県感染症情報は「速報版」であり、前週公表した数値と異なる場合があります。

●今週の
トピック

- ◆手足口病の定点当たりの報告数が警報基準を超えています。（別紙 1 参照）
- 定点当たりの報告数が全県で**11.57**となり、警報開始基準（定点当たり 5）を超えています。全国では定点当たりの報告数が 6.98（第 30 週：7 月 20 日から 7 月 26 日まで）となり、28 都府県で報告数が警報開始基準を超え、2 年ぶりの流行となっています。例年夏季に流行する感染症であり、注意が必要です。
 - 乳幼児を中心に主に夏季に流行します。大人に感染することもあるので、子供に限らず大人も感染予防に心がけてください。
 - 食事の前、遊んだ後、トイレの後、帰宅後など、普段から石けんと流水による手洗いを行いましょう。
 - オムツ等の処理の際は、排泄物が周囲につかないように注意し、処理後はしっかりと手を洗いましょう。
 - タオルの共用は避けましょう。

●定点報告

全県に警報を発令している疾病：手足口病

●全数報告

1 類感染症

届出なし

2 類感染症

結核	5 件	新潟市保健所管内	患者	50 歳代女性
		新潟市保健所管内	患者	90 歳代男性
		新潟市保健所管内	無症状病原体保有者	70 歳代男性
		新潟市保健所管内	無症状病原体保有者	80 歳代男性
		三条保健所管内	患者	90 歳代男性

3 類感染症

腸管出血性大腸菌感染症 （別紙 2、3 参照）	1 件	新潟市保健所管内	患者	70 歳代女性
----------------------------	-----	----------	----	---------

4 類感染症

届出なし

5 類感染症

カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1 件	新発田保健所管内	患者	70 歳代男性
侵襲性肺炎球菌感染症	1 件	新潟市保健所管内	患者	10 歳未満男性
梅毒	3 件	新潟市保健所管内	無症状病原体保有者	20 歳代女性
		新発田保健所管内	患者	20 歳代女性
		新発田保健所管内	患者	50 歳代女性
百日咳	3 件	新潟市保健所管内	患者	10 歳代男性
		新潟市保健所管内	患者	10 歳代女性
		新潟市保健所管内	患者	10 歳代女性

次回は令和 8 年 8 月 13 日（木）発行予定です。

福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策班
電話 025-280-5200（内線 2594）

5類感染症定点把握対象疾患(週報届出分)地域振興局等管内別報告数

令和8年第31週:7月27日から8月2日まで

		県計	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
インフルエンザ	実数	44	16			8	3				1	6	10		
	定点当	0.80	0.89			1.60	0.43				0.50	3.00	5.00		
新型コロナウイルス感染症	実数	48	15	2		1	11		1	3	5	1	1	2	6
	定点当	0.87	0.83	0.50		0.20	1.57		0.33	1.50	2.50	0.50	0.50	1.00	1.50
RSウイルス感染症	実数	6				3	1								2
	定点当	0.20				1.00	0.25								1.00
咽頭結膜熱	実数	7	2				3			1		1			
	定点当	0.23	0.20				0.75			1.00		1.00			
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	実数	82	9	1		23	39	1	2		2		5		
	定点当	2.73	0.90	0.50		7.67	9.75	1.00	1.00		2.00		5.00		
感染性胃腸炎	実数	55	29			5	10	2				6			3
	定点当	1.83	2.90			1.67	2.50	2.00				6.00			1.50
水痘	実数	1													1
	定点当	0.03													0.50
手足口病	実数	347	114	4		50	81	5	8	13	3	12	29	1	27
	定点当	11.57	11.40	2.00		16.67	20.25	5.00	4.00	13.00	3.00	12.00	29.00	1.00	13.50
伝染性紅斑	実数	3					1					1		1	
	定点当	0.10					0.25					1.00		1.00	
突発性発疹	実数	6				3	2			1					
	定点当	0.20				1.00	0.50			1.00					
ヘルパンギーナ	実数	80	23			4	24		3		5	10	5		6
	定点当	2.67	2.30			1.33	6.00		1.50		5.00	10.00	5.00		3.00
流行性耳下腺炎	実数	1							1						
	定点当	0.03							0.50						
急性出血性結膜炎	実数														
	定点当														
流行性角結膜炎	実数	1	1												
	定点当	0.10	0.20												
細菌性髄膜炎	実数	1		1											
	定点当	0.08		1.00											
無菌性髄膜炎	実数														
	定点当														
マイコプラズマ肺炎	実数	1									1				
	定点当	0.08									1.00				
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	実数														
	定点当														
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	実数														
	定点当														

		県計	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
急性呼吸器感染症	実数	2326	807	93	6	361	343	72	56	71	99	122	18	145	133
	定点当	44.73	44.83	23.25	3.00	72.20	68.60	36.00	18.67	23.67	49.50	61.00	18.00	72.50	44.33

※新津は、新潟地域振興局管内(五泉市、阿賀町)

実数:指定届出機関(定点医療機関)からの患者報告の総数

定点当:実数を指定届出機関(定点医療機関)の総数で除したもの

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
インフルエンザ	実数	4	2	4	10	12	44
	定当	0.07	0.04	0.07	0.18	0.22	0.80
新型コロナウイルス感染症	実数	15	18	15	45	41	48
	定当	0.27	0.33	0.27	0.82	0.75	0.87

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
ＲＳウイルス感染症	実数	12	16	12	15	15	6
	定点当	0.40	0.53	0.40	0.50	0.50	0.20
咽頭結膜熱	実数	16	16	15	11	8	7
	定点当	0.53	0.53	0.50	0.37	0.27	0.23
Ａ群溶血性レンサ球菌咽頭炎	実数	84	60	71	84	74	82
	定点当	2.80	2.00	2.37	2.80	2.47	2.73
感染性胃腸炎	実数	62	57	79	89	48	55
	定点当	2.07	1.90	2.63	2.97	1.60	1.83
水痘	実数	19	10	20	5	18	1
	定点当	0.63	0.33	0.67	0.17	0.60	0.03
手足口病	実数	22	52	126	165	213	347
	定点当	0.73	1.73	4.20	5.50	7.10	11.57
伝染性紅斑	実数	6	5	6	6	3	3
	定点当	0.20	0.17	0.20	0.20	0.10	0.10
突発性発疹	実数	7	5	8	10	2	6
	定点当	0.23	0.17	0.27	0.33	0.07	0.20
ヘルパンギーナ	実数	2	6	17	39	43	80
	定点当	0.07	0.20	0.57	1.30	1.43	2.67
流行性耳下腺炎	実数	1	2	2	2	1	1
	定点当	0.03	0.07	0.07	0.07	0.03	0.03
急性出血性結膜炎	実数						
	定点当						
流行性角結膜炎	実数	1	1				1
	定点当	0.10	0.10				0.10
細菌性髄膜炎	実数			1	2		1
	定点当			0.08	0.15		0.08
無菌性髄膜炎	実数			1		1	
	定点当			0.08		0.08	
マイコプラズマ肺炎	実数	1	7	4	4	1	1
	定点当	0.08	0.54	0.31	0.31	0.08	0.08
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	実数						
	定点当						
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	実数						
	定点当						

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
急性呼吸器感染症	実数	1911	2043	2356	2206	2000	2326
	定当	36.75	39.29	45.31	42.42	38.46	44.73

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
インフルエンザ	実数					1	1
	定当					0.08	0.08
新型コロナウイルス感染症	実数	1	3	1	2	3	2
	定当	0.08	0.23	0.08	0.15	0.23	0.15

年齢別	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～59歳	60歳以上
1	5	10	4	3	11	10	
0.02	0.10	0.18	0.07	0.05	0.20	0.18	
1	16	6	3	1	17	4	
0.02	0.28	0.12	0.05	0.02	0.30	0.08	

[illegible]

年 齡 別	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～59歳	60歳以上
	99	998	469	168	50	343	199
	1.90	19.19	9.02	3.23	0.96	6.60	3.83

年齢別	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～59歳	60歳以上
		1					
		0.08					
		1				1	
		0.08				0.08	

指定届出機関(定点医療機関)から報告の修正等があった場合、前週の感染症情報(週報速報版)で公表した数値と異なる場合があります。

保健所・疾患・施設種別 感染症集団発生等報告数(第31週)

令和8年7月27日～令和8年8月2日

インフルエンザ	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)												1	
老人福祉施設(施設数)					1								
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

新型コロナウイルス感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)													
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

感染性胃腸炎	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)	1												
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

その他の感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)		2	1		1	6	1				2		1
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

※その他の感染症：手足口病、風邪症状、ヒトメタニューモウイルス感染症、RSウイルス感染症

- 報告の要件
- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

手足口病について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 手足口病とは

- 手足口病は、コクサッキーA16（CA16）・A6（CA6）、エンテロウイルス 71（EV71）などが原因となり、口の粘膜や手のひら、足などに水疱性の発疹ができる感染症で、乳幼児を中心に主に夏季に流行します。発熱は全体の約3分の1に認められますが、高熱が続くことはあまりなく、数日間のうちに治癒する疾患です。
- 多くは軽症で済む疾病ですが、手足口病を発症後に髄膜炎、小脳失調症、脳炎、心筋炎などの合併症などを併発することもあるため、頭痛や高熱の発症など症状が悪化する場合は医療機関を受診しましょう。
- また、手足のひらのほか、臀部にも水疱や潰瘍をつくり、快復後に爪が剥がれるような症状（爪甲脱落症）を起こすことがあります。
- なお、大人に感染することもあるので、子供に限らず大人も感染予防に心がけてください。

2 予防方法

- 患者の口粘膜から出たウイルスを含む唾液による飛沫感染、便中のウイルスによる経口感染、水疱内容物からの接触感染といった経路で感染します。
- 回復後も、便の中に長期間（2～4週間）ウイルスが排出されます。感染しても発病せず、ウイルスを排出する人もいます。
- 従って、感染予防のため、次のことに注意しましょう。
 - （1）食事の前、遊んだ後、トイレの後、帰宅後など、普段から石けんと流水による手洗いを行いましょう。
 - （2）オムツ等の処理の際は、排泄物が周囲につかないように注意し、処理後はしっかりと手を洗いましょう。
 - （3）タオルの共用は避けましょう。

3 治療

- 特別な治療法は無く、症状に応じた対処療法が行われます。頭痛や嘔吐、発熱が続く場合は主治医に相談しましょう。
- 口の中に水泡ができ食事が取りづらくなるため、柔らかく薄味に食事を工夫し、水分補給を心がけることが大切です。

4 学校保健安全法における扱い

- 学校保健安全法には明確に規定されていません。
- 登校登園については、医師の指示に従ってください。

[手足口病（厚生労働省ホームページ）](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/hfmd.html)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/hfmd.html>

腸管出血性大腸菌感染症について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 腸管出血性大腸菌感染症とは

- 大腸菌のうち、ベロ毒素を産生する菌（腸管出血性大腸菌）が原因で起こります。
 - （１）種類 代表的な血清型はO157、O26、O111 などです。
 - （２）感染経路 菌に汚染された食物や便を介して感染します。
 - （３）潜伏期間 3～5 日
 - （４）症状 下痢、腹痛、水様便、血便、発熱、溶血性尿毒症症候群（HUS）
 - ・症状は無症状から重篤なものまで様々です。発熱は軽度で、多くは 37℃ 台です。
 - ・HUS は、腎機能や神経学的障害などの後遺症や、死亡することもある重篤な疾患です。

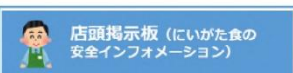
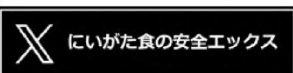
2 予防方法

- 予防のため、特に次のことに注意してください。
 - （１）手洗いの励行
外出先からの帰宅時やトイレ後、調理の前後、食事前などは、流水と石けんによる手洗いを励行しましょう。
 - （２）食品の十分な加熱と洗浄
腸管出血性大腸菌は 75℃ で 1 分以上加熱すると死滅します。加熱すべき食品は中心部まで十分加熱しましょう。また、野菜等を生で食べるときはよく洗いましょう。
 - （３）調理器具の使い分けと消毒
調理器具は食材・用途ごとに使い分け、使用後は洗浄・消毒を徹底しましょう。
特に、「生肉を焼くための tong や箸（はし）」と「焼いた後に取り分ける tong や食べる箸」は使い分けるようにしてください。
 - （４）その他
重症化させないためにも、症状が現れたら早めに医療機関を受診しましょう。
- 参考：厚生労働省のホームページ：
腸管出血性大腸菌 Q & A
【<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177609.html>】

3 学校保健安全法における扱い

第三種感染症に定められており、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで出席停止となります。

にいがた食の安全インフォメーション



食の安全・安心情報

[食中毒に関する情報](#)

[監視・検査に関する情報](#)

[健康食品による健康被害情報](#)

[食品衛生法違反者等の公表](#)

営業者向け情報

[営業許可・届出・法令等](#)

[HACCPに沿った衛生管理](#)

[食品表示制度](#)

[食品の自主回収](#)

[食品の指導基準](#)

食品安全の取組

[にいがた食の安全・安心条例](#)

[にいがた食の安全・安心基本計画](#)

[にいがた食の安全・安心審議会](#)

[食の安全・安心に関する地域意見交換会](#)

腸管出血性大腸菌

ページ番号：0711918 更新日：2026年7月1日更

★ 7月から9月は腸管出血性大腸菌食中毒予防強化期間です！ ★

(その他の期間でも腸管出血性大腸菌による食中毒は発生するため、注意が必要です)

特徴

- O157や、O26、O111などの血清型があります。
- 毒力の強いペロ毒素（※1）を産生します。
- 家畜等の腸管内に生息します。
- 加熱や消毒処理に弱いです。
- 少量の菌数で感染、発症することがあります。
- 本菌による感染症は、溶血性尿毒症候群（※2）などの合併症を引き起こすことがあります。



※1 ペロ毒素（VT）とは、腸管出血性大腸菌等が産生する毒素で、赤痢菌の産生する志賀毒素と同じ1（VT1）と、それと異なる構造を持つ2型（VT2）及びこれらの亜型があります。

※2 溶血性尿毒症症候群（Hemolytic Uremic Syndrome：HUS）とは、様々な原因によって生じる血性微小血管炎（血栓性血小板減少性血管炎）による急性腎不全であり、(1)破砕状赤血球を伴った貧血、(2)血小板減少、(3)腎機能障害を特徴とします。

HUSの初期には、顔色不良、乏尿、浮腫、意識障害などの症状が見られます。



出典：内閣府ホームページ (https://www.fsc.go.jp/sozaishyuu/shokuchuudoku_kenbikyuu.html)

県民等アンケート結果

試験・免許

[製菓衛生師](#)

[ふぐ処理責任者](#)

[調理師](#)

[管理栄養士](#)

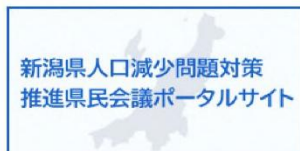
[栄養士](#)

相談窓口一覧

[食品衛生相談窓口](#)

[食品表示相談窓口](#)

見つからないときは



症状

- 本菌の感染では、頻回の水様便を呈します。さらに、激しい腹痛を伴い、著しい血便となることがあります。
- まれに、溶血性尿毒症症候群（HUS）や脳症などの重症合併症を発症することがあります。
- 多くの場合、3～8日の潜伏期間があります。

過去の原因食品

- 食肉を生や加熱不足で食べた場合（熱不十分の焼肉など）
- 井戸水
- 二次汚染（※3）を受けた食品
- 野菜（生野菜や漬物など加熱せずに食べるもの）

※3 二次汚染とは、菌が付着したまな板等の調理器具を介して、別の食品（食材）を汚染することなど言います。



予防のポイント

- 加熱する食品は中心部まで十分に加熱する（75℃、1分以上）。
- 消毒済みの衛生的な調理器具を使用する。
- 調理前、生肉を扱った後等にしっかり手を洗う。（泡を立てて、しっかり流す手洗いをしましょう）

国内の発生状況

- 初夏～初秋は腸管出血性大腸菌多発期ですが、年間を通じて発生するため、注意が必要です。
- 平成23年に、焼き肉チェーン店で腸管出血性大腸菌食中毒が発生し、5名の方が亡くなられ、重症者も多数報告されました。
- 平成24年に、白菜の浅漬を原因とする腸管出血性大腸菌食中毒が発生し、8名の方が亡くなりました。
- 平成26年に、冷やしキュウリを原因とする腸管出血性大腸菌食中毒が発生し、患者数は500名以上にのぼりました。
- 平成29年8月に、関東を中心に腸管出血性大腸菌による食中毒が複数発生し、1名の方が亡くなりました。

県内の発生状況

- [食中毒統計のページ](#)をご覧ください。

消費者の皆様へ

- 肉類を食べるときは、十分（中心部が75℃・1分以上）に火を通しましょう。
- 生肉を食べるのは避けましょう。
- 焼肉をするときは、専用のトングを使うか、「肉を焼く箸」と「食べる箸」を別にしましょう。
- サラダや調理済み食品は、生肉や生肉からしみ出した液（ドリップ）と接触しないようにしましょう。
- 肉類の調理に使用した包丁やまな板などの器具類は、使った都度よく洗浄した後に消毒しましょう。
- 生肉を触った後は、手指をよく洗浄した後に消毒することを徹底しましょう。



事業者の皆様へ

消費者の皆様への注意の他、次の点に気を付けてください。

- お客様自身が肉を焼く場合は、必ず「肉を焼く箸」と「食べる箸」を別に用意し、使い分けを勧めましょう。
- 牛レバーを生食用として提供することは、法律で禁止されています。

[生レバーを生食するのは、やめましょう（「レバ刺し」等）（厚生労働省ホームページ）](#) <外部リンク>

啓発資料

腸管出血性大腸菌の感染を防ぐために（県民のみなさまへ）[PDFファイル／415KB]



腸管出血性大腸菌による食中毒についてさらに詳しい情報は、[腸管出血性大腸菌Q&A（厚生労働省ホームページ）](#)＜外部リンク＞をご覧ください。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

このページに関するお問い合わせ

[福祉保健部](#) [生活衛生課](#)

食の安全・安心推進係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎13階

Tel：025-280-5205 Fax：025-284-6757 [メールでのお問い合わせはこちら](#)

[シェアする](#) [ポスト](#) [LINEで送る](#) [県公式SNS一覧へ](#)

新潟県庁 法人番号 5000020150002
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電話番号：025-285-5511（代表） 8時30分から17時15分まで、土日・祝日・年末年始を除く

手話で電話する

[県庁へのアクセス](#) [県庁舎のご案内](#) [直通電話番号一覧](#) [メンテナンス](#)

[サイトマップ](#) [免責事項](#)
[ガイドライン](#) [RSS配信について](#)
[個人情報の取扱い](#) [リンク集](#)

PCサイト表示 スマホサイト表示